



埼玉県のマスコット
コバトン

令和4年度

国の施策に対する提案・要望

(新型コロナウイルス感染症対策に関する要望)

令和3年6月

埼 玉 県

目次

■ 医療体制の強化	1
（１） 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し	1
（２） 感染症患者の病床確保対策に係る財政措置の拡充	3
（３） 新型コロナワクチン余剰分の取扱い	4
（４） 診療・検査医療機関の公表の推奨と継続的な支援	5
（５） 変異株のスクリーニング検査に対する支援	7
（６） 医療機関に対する経営支援	8
（７） 保健所の機能強化	9
（８） 新型コロナウイルス感染症の影響に対する医療保険制度への支援の強化	10
■ 福祉施設への支援	12
（９） 児童養護施設や乳児院等への支援	12
（１０） 保育所等への支援	13
（１１） 放課後児童クラブへの支援	14
（１２） 要介護者の一時受入れに対する支援	15
■ 雇用機会・社会経済活動の維持・支援の拡充	16
（１３） 雇用調整助成金特例措置の延長等	16
（１４） 企業のテレワーク導入支援	17
（１５） 感染拡大防止協力金の全額国費負担化	18
（１６） 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る財政措置の実施	19
（１７） 地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援	20
（１８） 農林業の経営支援	21
（１９） 経営継続補助金の継続	22
■ 教育機会の確保の充実	23
（２０） 家計急変世帯等に対する高等学校等就学支援金制度の改善	23
（２１） 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業等の継続	24
（２２） オンライン学習の通信費に係る財政支援	25
（２３） 事業所における新規高等学校卒業生の採用の推進	26
（２４） 学校施設の空調設備の整備の推進	27
（２５） 学校における教育活動を継続していくための変異株への対応	28
（２６） 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続	29

■ 安心・安全な県民生活への支援	30
(27) 住宅ローン返済猶予への支援	30
■ 財政措置の拡充	31
(28) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等	31

府省別提案・要望事項一覧

内閣府

保育所等への支援	13
放課後児童クラブへの支援	14
企業のテレワーク導入支援	17
感染拡大防止協力金の全額国費負担化	18
学校施設の空調設備の整備の推進	27
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等	31

総務省

保健所の機能強化	9
学校施設の空調設備の整備の推進	27
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等	31

財務省

学校施設の空調設備の整備の推進	27
-----------------	----

金融庁

住宅ローン返済猶予への支援	30
---------------	----

文部科学省

家計急変世帯等に対する高等学校等就学支援金制度の改善	23
感染症対策等の学校教育活動継続支援事業等の継続	24
オンライン学習の通信費に係る財政支援	25
事業所における新規高等学校卒業者の採用の推進	26
学校施設の空調設備の整備の推進	27
学校における教育活動を継続していくための変異株への対応	28
特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続	29

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し	1
感染症患者の病床確保対策に係る財政措置の拡充	3
新型コロナワクチン余剰分の取扱い	4
診療・検査医療機関の公表の推奨と継続的な支援	5
変異株のスクリーニング検査に対する支援	7
医療機関に対する経営支援	8
保健所の機能強化	9
新型コロナウイルス感染症の影響に対する医療保険制度への支援の強化	10
児童養護施設や乳児院等への支援	12
保育所等への支援	13
放課後児童クラブへの支援	14
要介護者の一時受入れに対する支援	15
雇用調整助成金特例措置の延長等	16
事業所における新規高等学校卒業者の採用の推進	26
学校における教育活動を継続していくための変異株への対応	28

農林水産省

農林業の経営支援	21
経営継続補助金の継続	22

経済産業省

新型コロナウイルス感染症対応資金に係る財政措置の実施	19
----------------------------	----

中小企業庁

新型コロナウイルス感染症対応資金に係る財政措置の実施	19
----------------------------	----

国土交通省

地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援	20
-------------------------	----

■医療体制の強化

1 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し

【厚生労働省】

県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

一般病床及び療養病床の基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

- (1) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とすること。
- (2) 圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で、都道府県知事の裁量により一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるよう、弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現行の制度では、一般病床及び療養病床の基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定し、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができない。
- ・ 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国で最も少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- ・ 急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時においては、救急医療などの一般医療に影響が生じることとなった。
- ・ 多くの人々が世界中を行き来する社会においては、今後も未知なる新興感染症が発生する可能性は高い。
- ・ 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- ・ また、圏域を越えた広域的な高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床であっても、現行の病床制度の例外ではなく、当該医療機関の属する二次医療圏の既存病床として扱われる。
- ・ 広域的な医療を行う医療機関の病床は、圏域を越えた医療を提供するため、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正するという、基準病床制度の趣旨にはなじまない面がある。
- ・ さらに、交通手段、通信手段、情報技術の進歩により、これまでよりも容易に圏域を越えた受診が可能となっている。
- ・ このため、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備については、必ずしも二次医療圏単位で算定するべきものではなく、都道府県知事による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数、必要病床数及び既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数 ①	必要病床数 ②	既存病床数 ③	基準－既存 ①－③	必要－既存 ②－③
南部	4,671	5,025	4,459	212	566
南西部	4,604	4,777	4,500	104	277
東部	8,184	8,935	7,734	450	1,201
さいたま	7,566	7,664	7,825	—	—
県央	3,323	3,534	3,196	127	338
川越比企	7,111	7,652	6,786	325	866
西部	7,648	7,951	7,466	182	485
利根	4,284	4,630	4,077	207	553
北部	2,802	3,442	3,604	—	—
秩父	546	600	759	—	—
合計	50,739	54,210	50,406	1,607	3,804

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画、既存病床数は平成29年3月末現在。

2 感染症患者の病床確保対策に係る財政措置の拡充

【厚生労働省】
県担当課：医療整備課

◆提案・要望

病床確保を進めるため、引き続き地方が必要とする財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の病床確保については、国からの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの支援により、これまで令和2年6月に示された国患者推計におけるピーク値を大きく上回る病床数を確保することができている。
- ・ しかし、変異株の拡大などの不確定な要因により、今後更に感染拡大する恐れもある中、令和3年度の病床確保料などを含む財政的な支援は9月末までの半年分しか予算措置されていないため、10月以降の受入れ体制の継続に対して医療機関からは不安の声を聞いている。
- ・ また、令和2年12月25日に人件費を含む運営費支援として設けられた新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金は、令和3年度の6月まで延長されたものの、それ以降の費用は対象になっておらず十分な支援となっていない。
- ・ 今後、更なる感染拡大に備えて病床確保を進めるため、新型コロナウイルス感染症への対応が続く限りにおいて、病床確保料などを含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や運営費の支援となる新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金など、適切な財政措置の継続及び拡充を行うことが必要である。

◆参考

○埼玉県の病床確保状況

空床確保	国推計ピーク患者数	確保病床数(R3. 5. 26 現在)
合計数	1,073 人	1,607 床
うち重症	155 人	162 床

3 新型コロナワクチン余剰分の取扱い

【厚生労働省】

県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) ワクチンの余剰について、接種券を有しない者への接種を認めるのか、それともやむを得ず廃棄するのかの判断を、現場に押しつけず、国として対応方針を明確に示すこと。
- (2) 接種券を持たない者へ接種した場合に、副反応等の健康被害の救済等で不利な取扱いとならないようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ファイザー社のワクチンは、1バイアル（注射剤を入れる容器）当たり5回又は6回接種可能（注射器等の形状により異なる）であるが、接種のために一度希釈すると、品質保持のため6時間以内に接種する必要がある。
- ・ そのため、ワクチンを極力無駄なく打つため、医療機関では接種回数に合わせて予約制で接種しているが、急なキャンセル等によりやむを得ず余剰が生じることがある。
- ・ 余剰分が出た場合の対応について、国は、接種対象者を接種券の送付を受けた者としているが、それでもなお、余剰が生じる場合の対応は、自治体において検討することとし、接種券を有しない者への接種の可否についてはその対応方針を明確にしていない。
- ・ ワクチンの余剰について、接種券を有しない者への接種を認めるのか、それともやむを得ず廃棄するのかの方針は、各自治体で異なるものではない。その判断を現場に押しつけるべきではなく国として対応方針を明確に示すべきである。
- ・ また、接種券を有しない者へ接種した場合に、副反応等の健康被害の救済等で不利な取扱いとなることのないようにするべきである。

◆参考

○新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2. 2版） P 6 7

(16) ワクチンの余剰が発生した場合

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンについては、可能な限り無駄なく接種を行っていただく必要があることから、別の者に対して接種することができるような方法について、各自治体において検討を行う。

例えば、市町村のコールセンターや医療機関で予約を受ける際に、予約日以外で来訪可能な日にちをあらかじめ聴取しておき、キャンセルが出たタイミングで、電話等で来訪を呼びかける等の対応が考えられる。なお、キャンセルの生じた枠で接種を受けられるのは、接種券の送付を受けた対象者とする。それでもなお、ワクチンの余剰が生じる場合には、自治体において検討いただきたい。

4 診療・検査医療機関の公表の推奨と継続的な支援

【厚生労働省】

県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

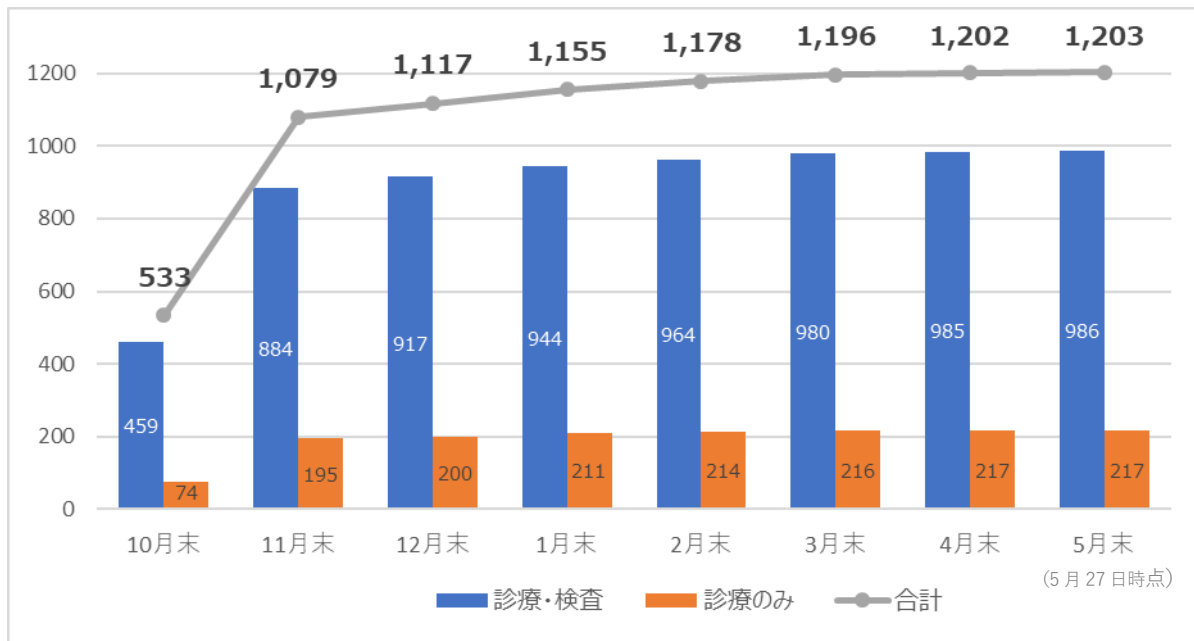
新型コロナウイルス感染症の診療と検査を行える「診療・検査医療機関」の公表を全国の都道府県に強く推奨するとともに、公表に対し財政的なインセンティブを与えること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う「診療・検査医療機関」について、風評被害等の懸念もある中、多くの医療機関に医療機関名などの公表に協力してもらい、現在では目標としていた1,200医療機関を指定している。
- ・ 診療・検査医療機関をホームページで容易に検索ができるようにしたため、受診・相談センターを経由することなく、発熱患者が誰でも容易に診療や検査を受けることができるようになった。
- ・ 埼玉県における1日当たりの検査数が過去最大となった1月12日の7,161件のうち、約8割の5,786件を診療・検査医療機関が検査しており、第3波のピーク時でも継続して陽性率を極めて低い状況に抑えることができた。
- ・ また、第3波のピークを迎えた1月でも、受診・相談センターに電話が殺到することもなく、余裕を持って相談に対応できた。
- ・ こうした多大な貢献をしている診療・検査医療機関について、4月以降も継続の方針が示されたが、国からのPPE（個人防護具）の配布は令和2年度をもって打ち切れ、また、国の財政支援措置は大きく後退し、診療・検査医療機関からは、現行体制の維持が困難になるとの声が寄せられている。
- ・ 他方、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制をもつことが重要との認識の下、検査体制の一層の強化を求めている。
- ・ 全国の診療・検査医療機関が、埼玉県と同様に、医療機関名などを公表し、発熱患者が誰でも容易に診療や検査を受けることができる体制を構築すれば、「検査体制の一層の強化」を実現できる。
- ・ 埼玉県では、医療機関名を公表したが、多くの医療機関を一斉に公表したために、懸念されていた風評被害や患者の集中などは、ほとんど起こらなかった。国が、十分な財政支援とセットで診療・検査医療機関の公表を強く推奨すれば、全国の検査体制の一層の強化につながる。

◆参考

○診療・検査医療機関の指定数の推移



5 変異株のスクリーニング検査に対する支援

【厚生労働省】

県担当課：感染症対策課

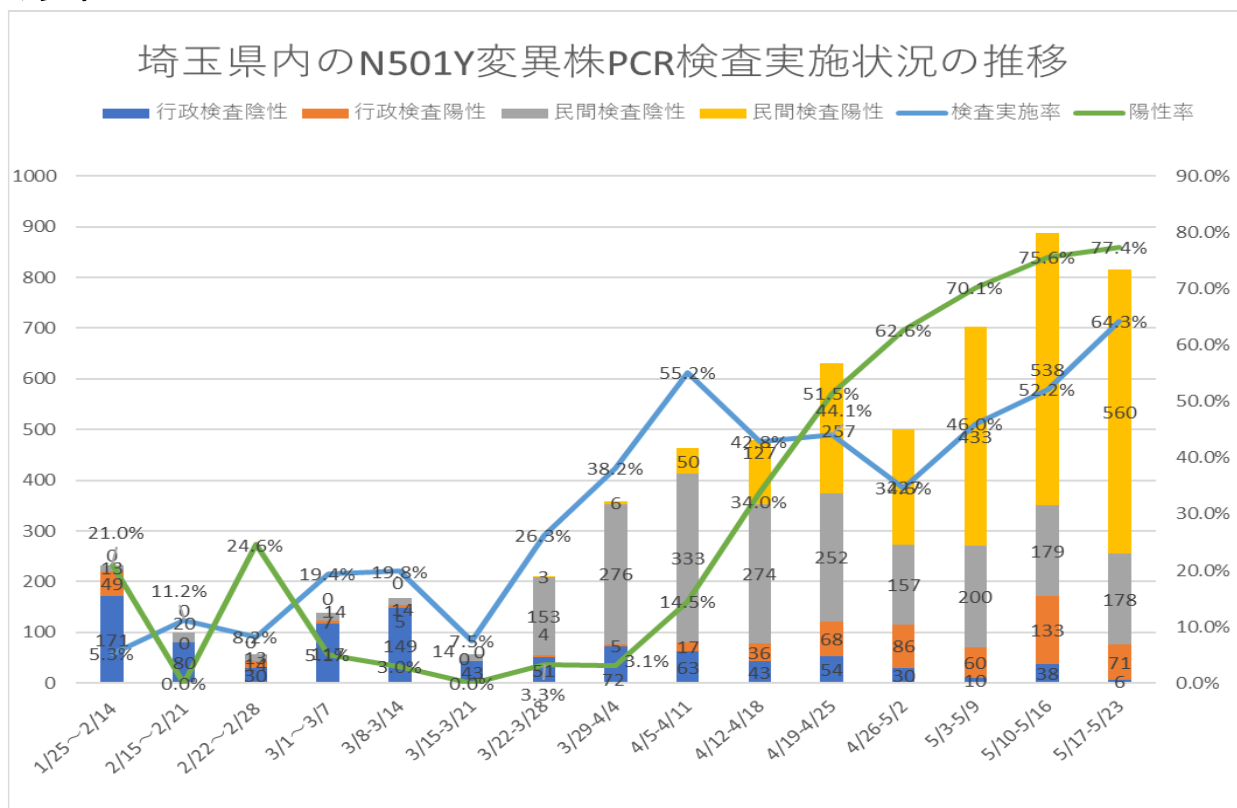
◆提案・要望

変異株のスクリーニング検査の実施比率を引き上げるために、民間の検査機関・大学等を十分活用するとともに、技術的・財政的な支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 従来型のウイルスと比べ、感染力が強く重症化率が高いと言われる変異株が増加傾向にあるが、全数調査はなされていない。
- ・ 現在はN501Yを対象とした遺伝子解析が行われているが、その他の変異株も増加している中、N501Y以外の変異株も対象とした解析を地域で実施できるよう、民間検査機関も含めた体制づくりを推進する必要がある。
- ・ 科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示し、これに基づく方針変更について丁寧に県に説明を行うべきである。
- ・ 変異株サーベイランスに要する経費は、民間検査機関が実施する場合は国費により全額負担されるが、県が実施する場合は、国による財政措置が1/2で県負担が発生する。

◆参考



6 医療機関に対する経営支援

【厚生労働省】

県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬の在り方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行下においては、新型コロナウイルス感染症陽性患者や疑い患者を受け入れる医療機関はもとより、受け入れを行っていない医療機関も含めて、地域の医療機関同士が連携と役割分担を行うことにより、地域の医療提供体制の維持に努めている。
- ・ こうした中、一般社団法人日本病院会などが合同で実施した「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査」によれば、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診控え等の影響から、多くの医療機関において経営が厳しい状況となっている。
- ・ また、かねてより不採算部門となっている救急・小児・周産期医療をはじめとして、経営の悪化に伴う医療機能の縮小が生じる事態になれば、県民の安心・安全な生活が脅かされることになる。

◆参考

「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査」

(一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会)

○コロナ患者受入れ病院

項目	2020年度 4～12月計 [①]	2019年度 4～12月計 [②]	比較 [①-②]
医業収益 [A]	8,893,712 千円	9,426,560 千円	▲ 532,848 千円
医業費用 [B]	9,426,617 千円	9,503,200 千円	▲ 76,583 千円
医業利益 [C=A-B]	▲ 532,905 千円	▲ 76,640 千円	▲ 456,265 千円
医業利益率 [C/A]	▲ 6.0%	▲ 0.8%	▲ 5.2 ポイント

○コロナ患者未受入れ病院

項目	2020年度 4～12月計 [①]	2019年度 4～12月計 [②]	比較 [①-②]
医業収益 [A]	2,448,588 千円	2,534,270 千円	▲ 85,682 千円
医業費用 [B]	2,502,914 千円	2,521,621 千円	▲ 18,707 千円
医業利益 [C=A-B]	▲ 54,326 千円	12,649 千円	▲ 66,975 千円
医業利益率 [C/A]	▲ 2.2%	0.5%	▲ 2.7 ポイント

7 保健所の機能強化

【総務省、厚生労働省】
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 感染拡大期における保健師等専門職の実効的かつ継続的な人的支援スキームを早急に構築すること。
- (2) 感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健所の業務がひっ迫し、本県のみならず首都圏を中心に保健師等の専門職の不足が顕在化している。
- ・ 国は、自治体間での応援派遣のスキームを構築するとともに、大学教員等公衆衛生関係学会・団体に所属する会員を登録した名簿（「人材バンク」）を自治体に提供するなどしている。
- ・ しかし、感染が全国的にまん延した状況下では自治体間での継続的な応援派遣は難しく、また、「人材バンク」についても感染拡大期の保健所の業務ひっ迫に対し本務を持つ大学教員等による支援には頻度や継続性の点で限界がある。
- ・ また、本県では新型コロナウイルス感染症対応の強化のため、感染ピーク時を想定した必要人員として、令和3年度に保健所の保健師を38人増員した。
- ・ 今後も変異株の影響等により感染が拡大する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国も保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を1,800人から令和4年度までの2年間で2,700人に増員するために必要な地方財政措置を講じるとしている。
- ・ 一方、令和2年8月に都道府県が国に回答した感染ピーク時の想定に基づく必要人員によれば「入院調整等」「積極的疫学調査」「健康観察」を合わせ全国で9,136人の人員が必要とされており、地方財政措置上の積算と感染拡大期における必要人員との間で開きが生じている。

◆参考

○本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	・ 令和3年4月1日付け組織・定数改正で保健師を38人増員
	・ 会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	・ 自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置
	・ 市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣
外部委託等の積極的活用	・ クラスタ対策専門チーム「COVMAT」の設置
	・ 専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター）
	・ 患者搬送に係る運転業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託

8 新型コロナウイルス感染症の影響に対する医療保険制度への支援の強化

【厚生労働省】

県担当課：国保医療課

◆提案・要望

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対する支援措置（保険料（税）の減免、傷病手当金の支給など）について、国の全額負担の下で実施すること。また、保険料（税）収入の減少が見込まれる保険者への財政支援を行うこと。
- (2) 国民健康保険制度における保険者努力支援制度の指標について、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえたものとする。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への保険料（税）の減免や傷病手当金の支給に対して、国による財政支援が行われている。
- ・ 保険料（税）の減免について、令和2年度は全額国による財政支援が行われたのに対し、令和3年度は部分的な財政支援となっており、各保険者における減免の取扱いへの影響が懸念される。今後の新型コロナウイルス感染症の動向は見通しが立たないことから、引き続き、国による支援を実施していく必要がある。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料（税）収入の減収が見込まれ、医療保険財政は厳しい状況となることが想定される。
- ・ 国民健康保険制度における保険者努力支援制度では、特定健診等実施率や保険料（税）収納率等の指標によって財政インセンティブが与えられるが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出される都道府県では大きな影響がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の発出時期など都道府県ごとに感染状況が異なるため、保険者努力支援制度における指標で配慮が必要である。

◆参考

○本県の実績

- ・ 市町村国民健康保険関係（令和3年1月31日現在）

	件数	金額
保険税減免	延べ19,716件	2,307,553,835円
傷病手当金	149件	11,981,865円

- ・ 後期高齢者医療制度関係（令和3年4月1日現在）

	件数	金額
保険料減免	延べ1,412件	66,317,810円
傷病手当金	12件	1,094,116円

- ・特定健康診査（市町村国民健康保険）の実施状況（翌年度4月末時点速報値）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診率	37.6%	38.9%	33.4%
増減（対前年度）	0.9ポイント	1.3ポイント	▲5.5ポイント

- ・国民健康保険税収納率の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収納率（現年分）	91.55%	92.05%	92.03%
増減（対前年度）	0.93ポイント	0.50ポイント	▲0.02ポイント

■福祉施設への支援

9 児童養護施設や乳児院等への支援

【厚生労働省】

県担当課：こども安全課

◆提案・要望

- (1) 児童養護施設や乳児院などが講じる新型コロナウイルス対策にかかる費用については、国が十分な財政的支援を講じること。
- (2) 介護・障害分野の職員と同様に業務負担が増大している児童養護施設や乳児院などの施設職員に慰労金を支給すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県内の児童養護施設・乳児院など、社会的養護が必要な子供が入所している施設においては令和3年4月15日時点ではクラスターは発生していない。
- ・ しかし、最近流行している変異株は感染力が強いとされており、また緊急事態宣言解除後は感染者数も増大していることから、予断を許さない状況が続いている。
- ・ 児童養護施設・乳児院などへの入所は措置であり、子供たちは生活場所を自由に変更することはできない。
- ・ クラスターが発生し、職員の大半が勤務困難な状況に陥ってしまうと、子供たちへの適切な処遇ができなくなってしまう。
- ・ 新型コロナウイルス対策については、地方特有の問題ではなく全国的課題である。
- ・ 令和2年度においては、児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援における国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の補助率は10/10であったが、令和3年度の補助率は1/2となっている。
- ・ この課題に対する対策費用については、地方が財政負担を負うことなく全額国庫負担で行う必要がある。
- ・ 介護・障害分野に勤務する職員に対しては、1人当たり最大20万円の慰労金が支給されるが、児童養護施設や乳児院等に勤務している職員には同様の支給はない。

10 保育所等への支援

【内閣府、厚生労働省】

県担当課：少子政策課

◆提案・要望

- (1) 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染防止対策、令和2年度第3次補正）等の補助率について、国の財政措置を拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応として保育所等を臨時休園等した場合の利用者負担額日割減免分全額を国費負担とすること。
- (3) 介護・障害分野の職員と同様に業務負担が増大している保育士の処遇改善を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等において園児及び保育士等に感染が発生した場合、休園措置を講じるなど、保育サービスの継続的提供の確保が困難となる。
- ・ 令和2年度第三次補正における保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染防止対策）の負担割合は、国1/2、市町村1/2となっている。
- ・ 令和2年3月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額及び子育てのための施設等利用給付等の取扱いについて」にかかるFAQについては、利用者負担額を日割り計算により減免した分は、「通常の施設型給付費等の負担割合（国1/2、県1/4、市町村1/4）により負担する」とされている。
- ・ 利用者負担額日割減免分の都道府県及び市町村負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和2年度補正）」の交付限度額の算定基礎とされているものの、地方自治体の大きな負担となっている。
- ・ 介護・障害分野に勤務する職員に対しては、1人当たり最大20万円の慰労金が支給されるが、同じ社会福祉施設で勤務する保育士に対して同様の支給はない。
- ・ 保育士の業務は、園児の手洗いの励行や遊具の消毒作業等コロナ禍において増大しており、人材確保が困難であることから、他職種との給与格差を踏まえた処遇改善加算等の拡充を図る必要がある。

◆参考

- 令和2年度県費影響額（新型コロナウイルス感染症の影響による負担増額）
利用者負担額日割減免分 556,871,233円

11 放課後児童クラブへの支援

【内閣府、厚生労働省】

県担当課：少子政策課

◆提案・要望

- (1) 放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染対策について、国の財政措置を拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応により負担が増加している放課後児童支援員等の処遇改善を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 放課後児童クラブにおいて、児童及び放課後児童支援員等に感染が発生した場合、休所措置を講じるなど、サービスの継続的提供の確保が困難となる。
- ・ 小学校の臨時休校や分散登校、短縮授業により、開所時間を延長した場合の経費や、放課後児童クラブを臨時休業等した場合の利用料の減免や、感染拡大防止事業の子ども・子育て支援交付金の負担割合は、国1/3、県1/3、市町村1/3となっている。
- ・ 地方自治体負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定基礎とされているが、地方自治体の大きな負担となっている。
- ・ マスクや消毒液等及びかかり増し経費については、密が避けられない放課後児童クラブにとって、感染拡大防止対策として必要不可欠である。
- ・ 介護・障害分野に勤務する職員に対しては、1人当たり最大20万円の慰労金が支給されるが、放課後児童クラブで勤務する支援員等に対して同様の支給はない。
- ・ 陽性者が発生した場合等の臨時休業に伴う放課後児童クラブの午前中からの開所や、施設や備品の消毒の継続実施など、放課後児童支援員等の業務や負担が大幅に増大しており、人材の確保、定着は例年以上に重要で、他職種との給与格差を踏まえた処遇改善加算等の運営費の拡充は不可欠である。

12 要介護者の一時受入れに対する支援

【厚生労働省】

県担当課：障害者支援課、地域包括ケア課

◆提案・要望

同居家族（ケアラー）が感染し、濃厚接触者となった要介護者（高齢者・障害者）を地域の高齢者施設等が別棟で一時的に受け入れて介護サービスを提供する場合に、国が必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県では、同居家族（ケアラー）が新型コロナウイルスに感染して入院した場合などに、濃厚接触者である要介護者（高齢者・障害者）が安心して生活できる場所とケアを確保し、同居家族が在宅復帰するまでの間、要介護者を支援している。
- ・ 高齢者については、埼玉県老人福祉施設協議会の協力を得て、県内5つの会員施設の敷地内に本体施設とは別に仮設の多機能型簡易居室合計20室、障害者については、2施設に合計8室を設置して県内全域を対象に要介護者を受入れ、ケアにあたる介護職員の派遣費用について補助している。
- ・ 令和2年度は12人、延べ110日の受入れがあった。
- ・ 介護職員の派遣体制については、埼玉県老人福祉施設協議会の会員施設から75施設約100人があらかじめ登録しており、障害者については入所施設60施設を登録している。
- ・ 介護職員の派遣については、派遣元の勤務体制を確保した上でシフトを調整している。職員の派遣に係る費用（旅費、宿泊費、連絡調整費、衛生資材の購入費等を含む）の負担も発生している。
- ・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、高齢者施設等で感染が発生した場合に、濃厚接触者となった入所者と濃厚接触者ではない入所者を分離する目的で既存の居室を改修することを前提としていた。
そのため、本事業のように、県内全域を対象とし、濃厚接触者となった在宅の要介護者を入所者とは分離して受け入れる目的で複数の仮設の居室を設置することを想定した制度のつくりになっていなかったため、当該交付金を活用することができなかった。
- ・ ついては、県内全域を対象として、在宅の要介護者を高齢者施設等において緊急的に受け入れる場合において、介護職員の派遣に係る費用（旅費、宿泊費、連絡調整費、衛生資材の購入費等を含む）に対する財政支援制度を創設するとともに、施設の設置や改修に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用できるよう制度を拡充すること。

■雇用機会・社会経済活動の維持・支援の拡充

13 雇用調整助成金特例措置の延長等

【厚生労働省】

県担当課：多様な働き方推進課

◆提案・要望

- (1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を行うこと。
- (2) 休業支援金・給付金について、非正規労働者や短時間労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、幅広い業種の事業者において、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっている。
- ・ 感染症の収束が見通せない中、事業活動への影響が長引くことが懸念されており、事業者が従業員の雇用と生活を守り、早期に地域経済の回復を図るためには、雇用調整助成金等の特例措置の更なる延長が必要である。
- ・ また、労働者が直接、国へ請求できる休業支援金・休業給付金は、十分に認知されておらず、制度の活用に向けた周知の徹底、申請に対するサポート体制づくりが課題である。

◆参考

○制度の概要

- 1 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）
新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成する制度
特例措置期間：令和3年6月30日まで
- 2 緊急雇用安定助成金
雇用調整助成金の対象とならない雇用保険被保険者以外の労働者に対する休業手当を助成する制度
特例措置期間：令和3年6月30日まで
- 3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に賃金の一部を支給する制度
申請対象期間：令和3年6月30日まで

14 企業のテレワーク導入支援

【内閣府】

県担当課：多様な働き方推進課

◆提案・要望

地方創生テレワーク交付金について、交付対象者となる地方公共団体の範囲を広げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応として、導入が進んだテレワークについて、更なる普及、定着を図っていく必要がある。
- ・ 県でも、アドバイザーの派遣やセミナーの開催等により、テレワークを推進しているところであるが、従業員の自宅における環境が整わないことが、テレワークを実施する上での課題としてあげられている。
- ・ サテライトオフィスの施設整備等を支援する地方創生テレワーク交付金が創設されたが、交付対象者が、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）外の地方公共団体、東京圏内の条件不利地域を含む市町村となっており、本県の多くの市町において活用できない状況である。
- ・ 対象外の市町村においても、新しい生活様式の定着や活力ある地域社会の実現のために、テレワークの推進は課題であり、交付金活用のニーズが見込まれる。

◆参考

○ 地方創生テレワーク交付金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。

2 対象事業

サテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等、地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たな人の流れを創出する地方公共団体の取組を支援する。

3 活用できる県内市町村数

9/63市町村

秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

15 感染拡大防止協力金の全額国費負担化

【内閣府】

県担当課：産業労働政策課

◆提案・要望

感染拡大防止協力金の財源について、国において全額を措置すること。

◆本県の現状・課題等

- 本県ではこれまで9期にわたる感染防止対策協力金の申請受付・支給により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食店に対し、事業継続への支援を行ってきた。
- 感染防止対策協力金の財源のうち2割は、即時対応特定経費交付金の措置が現状あるものの、地方創生臨時交付金の地方単独事業分を活用しており、その活用可能額は残り僅かである。その結果、地方創生臨時交付金（地方単独事業分）を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援策の財源として、今後、十分に活用することができない状況である。
- 埼玉県では第1期～第9期までの間に約1,206億円（令和3年5月24日時点）の協力金を支払っている。
- 新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない状況においては、事業者の感染防止対策及び事業継続への支援が長期にわたって必要になることが想定され、地方創生臨時交付金の柔軟な活用による地域の実情に合った支援の充実が求められている。

◆参考

地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」について

【令和3年3月23日現在】
内閣府地方創生推進室・内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、地方公共団体が効果的に営業時間短縮要請を行い、協力金の支払いを行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分。
これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

- 追加配分の対象となる要請
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮要請であって、特措法担当大臣との協議を経たもの
- 追加配分の対象団体
要請に伴い、協力金を支出する都道府県（原則として都道府県に配分）
- 追加配分額（令和3年3月22日以降4月21日までの経過措置期間を対象期間とする要請に適用）
知事の行う要請の内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付

対象店舗数 (A) ※1	×	協力金の額 (B) ①月額換算120万円（時短要請21時まで） ②月額換算60万円 ※2	×	80% (C) ※3
-----------------	---	---	---	---------------

- ※1 要請の対象となる飲食店のうち、要請に応じ協力金の支払いを行うこととなる店舗数
- ※2 1日当たり協力金額（①時短要請を21時までとする場合：4万円/日、②それ以外：2万円/日）×要請日数
都道府県ごとに、協力金の支給総額の「平均」が、1日当たり協力金額を超えない範囲で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも可能。
- ※3 国の分担割合

（出典：内閣府 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

16 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る財政措置の実施

【経済産業省、中小企業庁】

県担当課：金融課

◆提案・要望

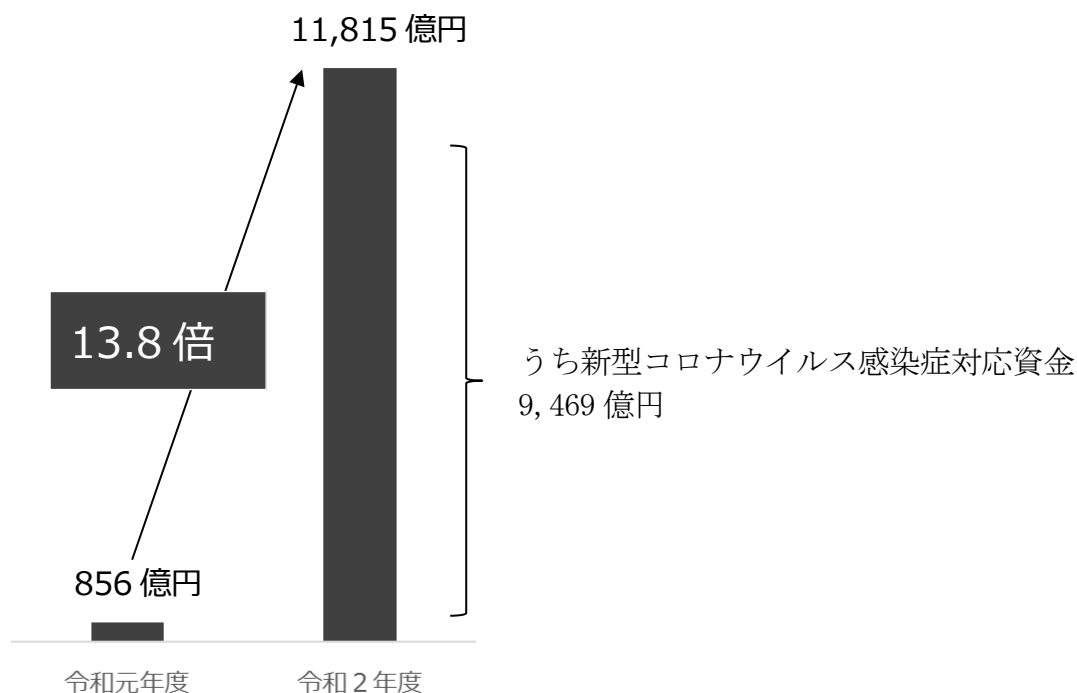
新型コロナウイルス感染症対応資金に係る信用保証に基づく代位弁済額の県負担分に対する財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の資金繰り支援として、当初3年間無利子・保証料ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、令和2年5月から運用を開始した。
- ・ 本資金については、信用保証協会が代位弁済により被った損失の一部を県が補填することによって、信用保証をつけやすくし、中小企業への金融の円滑化を図った。
- ・ 県制度融資の令和2年度の実行額は、前年度比で13.8倍の1兆1,815億円、うち新型コロナウイルス感染症対応資金は9,469億円となり、多くの事業者に御利用いただいた。
- ・ 一方で将来の損失補償の負担が過大になると懸念している。
- ・ アフターコロナも見据えた企業の資金繰り支援を万全の体制とすべく、持続可能な県制度融資の実現・確立に向け財政措置を要望するものである。

◆参考

○融資実行累計（令和3年3月末時点）



17 地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援

【国土交通省】
県担当課：交通政策課

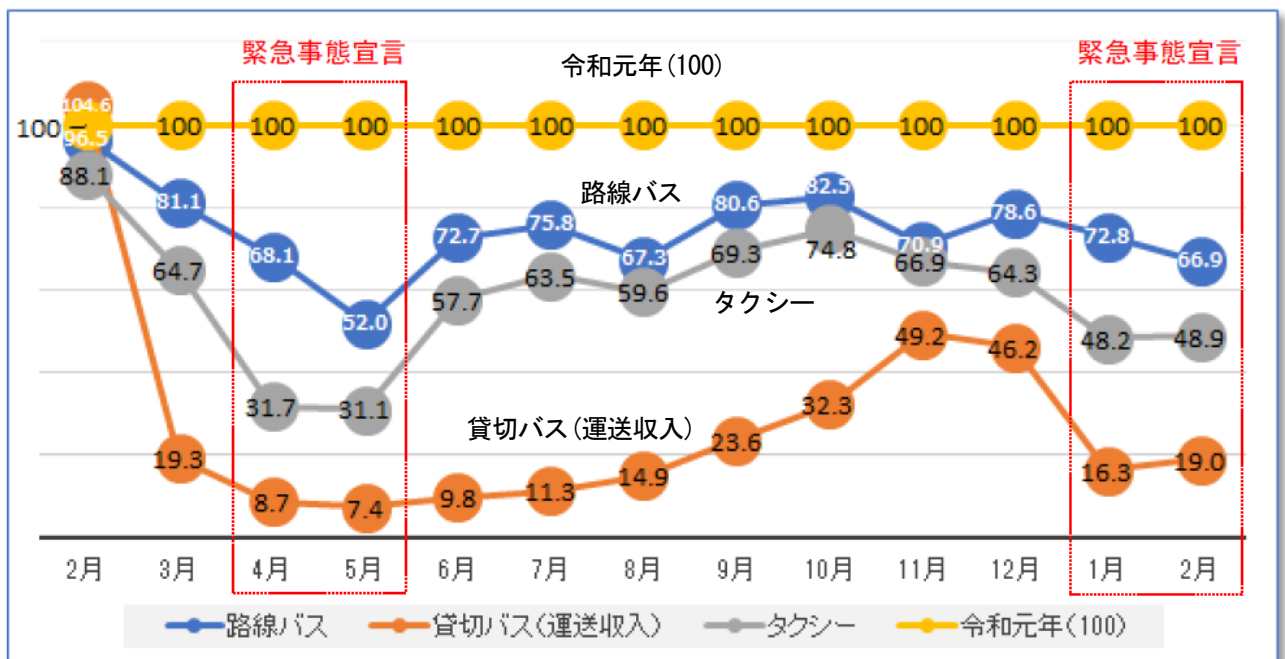
◆提案・要望

バス・タクシー等の地域公共交通事業者に対して、事業の継続が可能となるよう、既存の補助制度の拡充や新制度の創設等、経営支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 路線バス・タクシー事業を取り巻く状況は、コロナ禍で非常に厳しいものとなっている。関東運輸局管内においては、令和3年2月時点で路線バス事業者については令和元年比で約33%減、タクシー事業者は約51%減と大幅に減少している。事業者にはヒアリングした限りでは、県内の状況も概ね同様の状況とのことである。
- ・ バス・タクシー事業者はいわゆるエッセンシャルサービスとして、コロナ禍においても最低限の業務を継続し、社会の安定維持を支えてきた。しかしながら、厳しい経営環境がこのまま続くと、事業継続が困難になり、最悪の場合、倒産により突然公共交通が失われる恐れがある。そのため、事業を継続することが可能になるよう、各事業者を支援する必要がある。

◆参考



関東管内のモード別輸送人員(貸切バスは運送収入)の月別推移(令和元年を100としたときの指数比較)

※ 令和3年3月30日関東運輸局プレスリリース

「コロナ禍1年 バス・タクシー は依然として長いトンネルの中にいます」を加工

18 農林業の経営支援

【農林水産省】
県担当課：農業政策課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の拡大時においても、生産者が安心して経営を継続できるよう、経営を継続するための補助制度の充実や、セーフティネットの構築及び業務継続の準備に係る取組を一層推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による、イベントの中止や外出の自粛、飲食店の休業などにより、本県農業の様々な農産物で、需要減少や、それに伴う在庫の滞留、価格低下が生じた。
- ・ 具体的には、イベントの中止・縮小による花き等の販売額の減少、外食需要等の低下による米等の在庫増加をはじめ、多様な農業経営において影響がみられた。
- ・ 今後も新型コロナウイルス感染症の拡大により、農産物の需要減少や在庫の増加、価格低下等の影響が発生する可能性がある。
- ・ このような状況においても、農業経営を継続できるように生産者への支援を充実する必要がある。

◆参考

○県産花きの販売額（1か月当たりの平均値）

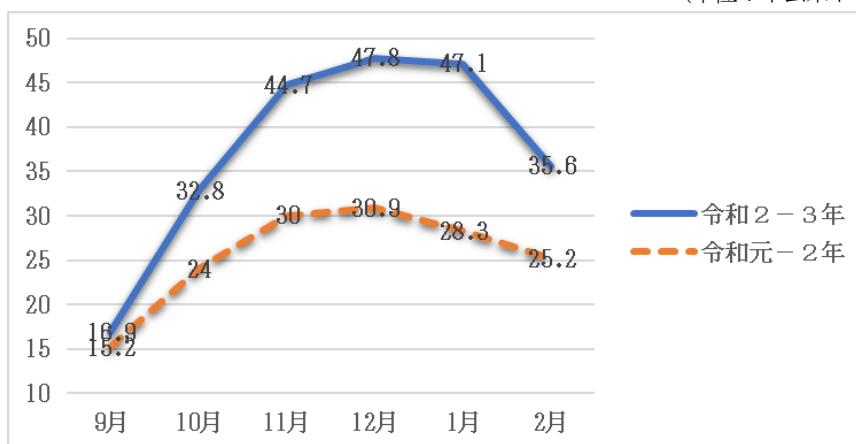
（単位：円/月）

	令和2年4～5月 (緊急事態宣言1回目) [前年比]	令和2年6～12月 (緊急事態宣言解除後) [前年比]	令和3年1～2月 (再発令時) [前年比]
バラ(切花)	5,449,433 [-22%]	5,877,747 [+17%]	5,455,087 [-3%]
ユリ(切花)	10,924,122 [-21%]	14,109,379 [+19%]	6,797,698 [-12%]
洋ラン(鉢花)	38,608,522 [-47%]	62,163,307 [-6%]	37,561,595 [-25%]

（出典：東京都中央卸売市場 統計）

○県産米の民間在庫の状況

（単位：千玄米トン）



（出典：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」）

19 経営継続補助金の継続

【農林水産省】
県担当課：農業支援課

◆提案・要望

地域を支える農業者の経営の維持を図るために、経営継続補助金の継続的な措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 経営継続補助金の申請者は、「支援機関」の計画策定支援及び実行支援を受け、申請窓口である全国農業会議所に申請する。
- ・ 県内の「支援機関」は、15のJAのほか、一般社団法人埼玉県畜産会、埼玉県農業経営相談所等23機関が位置付けられ、申請者の実行・伴走支援を行っている。
- ・ 県内では、支援機関の支援により1,954件が採択された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店の営業時間短縮やイベント等が減少し、県内農産物への影響が続くと考えられる。
- ・ 本補助金は、接触機会を減らすための生産・販売方式の転換に要する経費（省力機械の導入など）に充てることができ、県内農業者からの要望は多い。
- ・ 本補助金は2次募集で終了したが、農業者の経営の維持を図るためにも本補助金の継続的な措置が望まれている。

◆参考

○1次募集

申請期間 令和2年6月29日～7月29日

採択件数 埼玉県 1,085件（全国68,292件）

○2次募集

申請期間 令和2年10月19日～11月19日

採択件数 埼玉県 869件（全国56,296件）

■教育機会の確保の充実

20 家計急変世帯等に対する高等学校等就学支援金制度の改善

【文部科学省】

県担当課：学事課、教育局財務課

◆提案・要望

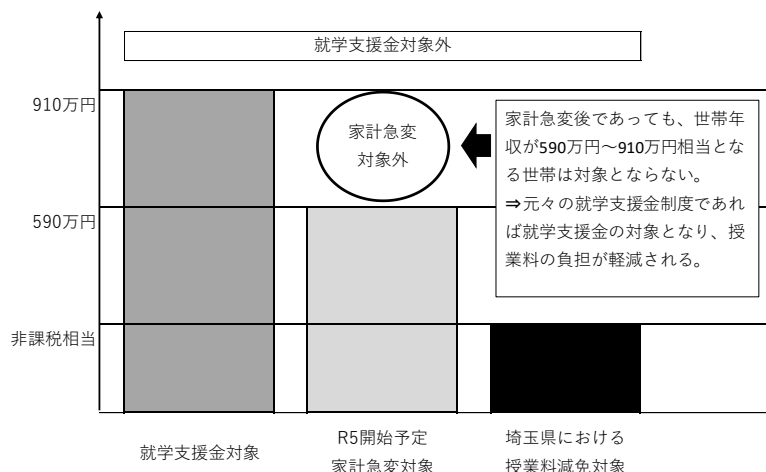
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対しても教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保すること
- (2) 家計急変世帯への支援の開始の前倒しを図り、受給資格要件についても現行の就学支援金制度と同様とし、受給に差が生じないようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ コロナ禍で経済状況が悪化する中においても、所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 就学支援金制度の審査時に所得超過により認定されなかった生徒が家計急変等により所得が落ち込んでしまっても、現状、すぐには就学支援金制度の対象となることができず、経済的負担を強いられている。
- ・ 就学支援金制度における家計急変世帯への支援は令和5年度に創設されることが予定されているが、コロナ禍終息の目途が立っていない状況で、今後雇用状況の変化等により家計急変世帯が増えることが予想されるため、高等学校等就学支援金による家計急変世帯への支援は早期に行われる必要がある。
- ・ 創設が予定されている家計急変世帯への支援は、所得要件が現行の就学支援金制度の対象となる世帯年収910万円未満よりも厳しい要件（家計急変後3か月の収入を1年間の収入に換算した場合の世帯年収が590万円未満）となっているため、同じような所得帯（590万円以上910万円未満）の世帯で受給の差が生じてしまう。

◆参考

世帯年収目安



21 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業等の継続

【文部科学省】

県担当課：学事課、教育局財務課、義務教育指導課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中、幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送るための環境整備として、引き続き保健衛生用品等の感染症対策等に資する経費を支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等については、令和2年度第2次補正予算時に「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」、令和2年度第3次補正予算時に「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」に係る補助金の交付を下記のとおり受けている。
- ・ また、幼稚園については、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」の事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要となる保健衛生用品の購入経費等に係る補助金の交付を下記のとおり受けている。
- ・ 学校生活の在り方が変わったことに伴う消耗品等に係る経費は、新型コロナウイルス感染症の影響が終息するまでかかるため、財政支援を引き続き継続する必要がある。

現在までの交付決定額

(千円)

	県立	市町村立	私立	合計
学校再開	407,500	1,842,708	155,565	2,405,773
継続支援	210,732	644,096	40,044	894,872
緊急環境整備(コロナ対策)	-	26,287	350,612	376,899
合計	618,232	2,513,091	546,221	3,677,544

◆参考

学校における感染症対策等支援

■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費

☞ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加購入のために必要な経費



☞ 教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 等



22 オンライン学習の通信費に係る財政支援

【文部科学省】

県担当課：学事課、ICT 教育推進課

◆提案・要望

児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、財政支援が一部の家庭に限られているため、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ G I G A スクール構想の実現に向けて整備した端末を最大限活用するためには、機材調達に加えて、持ち帰りでの活用が可能となるよう家庭における I C T 環境を整えること必要である。
- ・ また、臨時休校時の学習保障や児童生徒本人にぜんそくなどの基礎疾患がある、重症化リスクのある高齢者と同居しているなど新型コロナウイルス感染への強い不安から登校できない場合の学習保障の観点からも、家庭における I C T 環境の整備が不可欠である。
- ・ 通信機器の整備支援が国によりなされているものの、通信費についての財政支援は生活保護世帯等に限定的であり、通信費の家庭負担の増大が課題である。

23 事業所における新規高等学校卒業者の採用の推進

【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課、高校教育指導課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響により新規高等学校卒業者の求人数が減少していることから、各事業所における積極的な採用について、各経済団体に働き掛けを行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大が、高校新卒者の就職活動に影響している。
- ・ 令和2年10月末現在で、高校新卒者を対象とした全国の求人数は、前年同期比で20.7%減少している。
- ・ 本県に所在する事業所においても高校新卒者を対象とする求人数は、令和3年3月末現在で15,086人であり、昨年同期比で15.4%減少している。
- ・ 本県では、令和2年5月に埼玉労働局長、埼玉県知事、埼玉県教育委員会教育長の三者連名で県内経済団体に雇用促進の要請を行っている。
- ・ また、高校新卒者の雇用確保のため、求人数が減少している状況において、埼玉労働局と連携を密に図り、高校生合同企業説明会や進路指導担当者を対象とした説明会等を通して、高校生等の就職支援に結び付けている。
- ・ 求人数が大幅に減少している状況は、高校新卒者の職業選択という点において大きな問題であり、国が高校新卒者の積極的な採用について、各経済団体に働き掛けを行うことが重要である。

◆参考

○全国の高校新卒者の求人・求職・就職内定状況（令和2年10月末現在）

		前年同期比
求人数	約37万人	20.7%の減
求職者数	約15万2千人	10.1%の減
求人倍率	2.43倍	0.32ポイントの減

（出典 厚生労働省 令和2年12月8日発表 高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況）

○埼玉県の高卒者の求人・求職・就職内定状況（令和3年3月末現在）

		前年同期比
求人数	15,086人	15.4%の減
求職者数	5,812人	14.8%の減
求人倍率	2.60倍	0.01ポイントの減

（出典 埼玉労働局 令和3年4月30日発表 令和3年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況）
（令和3年3月末現在）

24 学校施設の空調設備の整備の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

県担当課：学事課、教育局財務課

◆提案・要望

<公立学校施設>

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中で、3密の回避として活用が見込まれる特別教室や余裕教室等への空調設備整備に係る補助率の嵩上げ及び財政措置の拡充を行うこと。

<私立学校施設>

新型コロナウイルス感染症予防対策として高等学校等におけるトイレ、空調設備等の衛生環境設備整備に係る補助率の嵩上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<公立学校施設>

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、3密の回避として特別教室や余裕教室の活用が想定される。しかし、空調設備の整備が進んでいないため、夏の暑さ対策が不十分であるという課題がある。

<私立学校施設>

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防としてトイレの衛生環境改善や、教室等における換気機能を備えた空調設備等を整備する必要がある。

◆参考

○公立学校施設整備費 当初予算の推移

令和 元年度	667 億円	941 億円
令和 2年度	695 億円	470 億円
令和 3年度	688 億円	

※当初予算総額では、前年度に比べ477億少なくなっているが、防災・減災、国土強靱化関係予算1,305億円が令和2年度第3次補正予算として前倒しで措置された。

○特別教室の空調設備整備に係る国庫補助制度

対象：小・中・特別支援学校

補助率：1/3

県内小中学校の整備率：61.1%（R2.9.1現在）

○私立高等学校等のトイレ・空調設備整備に係る国庫補助制度

対象：小・中・高等・特別支援学校

補助率：1/3

25 学校における教育活動を継続していくための変異株への対応

【文部科学省、厚生労働省】
県担当課：学事課、保健体育課

◆提案・要望

- (1) 若年層を含め、従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株による感染拡大が懸念される中、学校において教育活動を継続していくため、国において若年層への感染状況やワクチンの有効性等の知見を収集し情報提供を行うこと。
- (2) 将来的に接種の対象年齢が広がる可能性も踏まえ、国が収集した知見に基づく対策を早急に行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ さいたま市を除く公立学校の新規陽性者数は、令和3年2月186人（児童生徒166人／教職員20人）、3月194人（児童生徒170人／教職員24人）、4月218人（児童生徒194人／教職員24人）と、横ばいから微増で推移している。
- ・ 一方、若年層を含め、従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株の感染者数が増加傾向にあり、本県においても急速に従来株から変異株に置き換わりつつあるため、児童生徒に対しても変異株を含めた新型コロナウイルス感染症に関する迅速かつ正確な情報提供が必要である。
- ・ 令和3年4月28日現在、県内では15市町において、まん延防止等重点措置が適用されているが、学校においては、引き続き感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施することとしており、大型連休を前にした児童生徒向け及び家庭用向けリーフレットを作成・配布するなどして、改めて感染予防の徹底を呼びかけている。
- ・ 現在接種が進められているファイザー社製の新型コロナワクチンについては、16歳以上が対象となっており、児童生徒の多くはワクチン接種の対象外となるが、海外では12歳以上の小児を対象とした臨床試験も開始されており、今後、最新の科学的知見に基づいた接種対象年齢の検討が期待される。

26 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続

【文部科学省】

県担当課：特別支援教育課

◆提案・要望

スクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、運行台数の増加等を行うための財政措置を、令和4年度以降も継続的に行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、特に知的特別支援学校においてはスクールバスの乗車率が高い現状にある（令和2年5月1日現在 知的特別支援学校平均乗車率 70.7%）。
- ・ 障害の特性上、窓を開けての換気や全児童生徒のマスク着用が困難なことから、乗車率が一定以上※1のバスについては、増便することで乗車率を低減させ、3密を回避している。
- ・ 乗車率が一定以上となったバスは、令和2年度では34台、令和3年度（5月現在）では24台となっており、増便するため多額の予算※2が必要となっている。
- ・ 令和3年度については「学校保健特別対策事業費補助金」によりバスの増便等に伴う費用の1/2が補助される見込みであるが、令和4年度以降も引き続き感染対策が求められることから同程度の増便が必要不可欠であるため、継続した財政措置が求められる。

◆参考

- ※1 本県においては、車内通路側席の児童生徒同士の密接を避け、列ごとに交互に空席を設けるために、乗車率が82%以上のバスについては増便を実施している。
- ※2 ・ 令和2年度増便のための事業費：296,802千円（実績）
・ 令和3年度増便のための事業費：510,959千円（予算）

■安心・安全な県民生活への支援

27 住宅ローン返済猶予への支援

【金融庁】

県担当課：住宅課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響下において、今後も住宅ローンの利用者から返済猶予など条件変更に係る相談等が金融機関に寄せられることが見込まれるため、金融機関において個人のニーズを踏まえた返済猶予等の条件変更が迅速かつ柔軟に実施されるよう金融機関に強く要請すること。

◆本県の現状・課題等

- 金融機関における貸付条件の変更等の申込みが55,000件を超えている。そのうち、変更に応じられないケース（謝絶）や取下げに至ってしまったケースが約10%となっている。（下表参照）

◆参考

○貸付条件の変更等の状況について（令和2年3月10日から令和2年12月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	申込みの内訳				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	10,870	7,879	280	1,904	807	96.6%
地域銀行(102)	23,735	19,211	412	1,854	2,258	97.9%
その他の銀行(77)	802	615	24	71	92	96.2%
信用金庫(255)	12,017	10,723	109	577	608	99.0%
信用組合(146)	2,110	1,978	11	46	75	99.4%
労働金庫(14)	3,367	2,829	129	166	243	95.6%
信農連・信漁連(61)	41	37	1	0	3	97.4%
農協・漁協(657)	2,228	1,979	12	85	152	99.4%
合計(1,321)	55,170	45,251	978	4,703	4,238	97.9%

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和2年12月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和2年12月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

<金融庁のホームページから抜粋>

■ 財政措置の拡充

28 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等

【内閣府、総務省】

県担当課：財政課、市町村課

◆ 提案・要望

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第70条第2項の規定により国は地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとされていることから、県及び市町村が、医療提供体制の整備、感染拡大防止、社会経済活動の両立及び新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化などの取組を着実に実施するために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を機動的に行い、地方が必要とする財源を確保すること。
- (2) 営業時間短縮要請などに伴う協力金については、協力要請推進枠とともに即時対応特定経費交付金などによる財政措置を確実に行うこと。
- (3) 交付金の配分に当たっては、地方自治体の財政力による補正を行うことなく、直近の感染者数や医療需要の感染状況の実態とともに、感染リスクが高いと指摘されている飲食店や大規模施設等の感染防止対策協力金の支給対象事業者数を適切に反映すること。
- (4) 法定負担の国庫補助事業の地方負担分についても、直接充当できるよう制度の見直しを行うこと。

◆ 本県の現状・課題等

- ・ 本県では、飲食店や大規模施設等に対する感染防止対策協力金や、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の入院患者への対応等に従事する看護職員への手当、感染症の入院患者を受け入れる医療機関への協力金などの医療提供体制の強化などに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）の地方単独事業分約916億円（予算額）を活用してきた。
- ・ その結果、今後の活用可能額は約17億円となっている。
- ・ 現在、感染症の収束が見通せない中、変異株による感染の急拡大が懸念されており、今後も飲食店等に対する営業時間短縮要請などを行わざるを得ない状況が続くことが想定される。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第63条の2の規定により、令和2年12月から本県が事業者に対する支援として実施している営業時間短縮要請に伴う感染防止対策協力金の予算総額は約2,423億円となっており、非常に多額の財源が必要となる。
- ・ 特措法第70条第2項で、国は必要な財政上の措置を講ずると規定されていることから、本県が感染症に万全の対策を期すため、国において迅速かつ確実な財政措置を求めるものである。
- ・ そして、感染者数が多く確保病床の使用率も40%を超える本県においては、医療提供体制の整備をはじめ感染症に対する財政負担も大きく、臨時交付金の配分に当たっては、直近の感染

者数の実態などを反映した算定方式に見直しを行うことが必要である。

- また、本県は積極的な検査の実施により感染拡大防止するため、検査体制の充実を図ってきたところ、令和2年1月15日からの累計で80万件超の行政検査を実施した。
- しかし、感染症法等に基づく行政検査の費用の地方負担分については、臨時交付金の配分の算定対象となっているものの、直接充当することはできない。
- 感染症対策の根幹である検査体制の拡充・維持は必要不可欠であり、目先の財源を手当てせず、後から配分するのでは、検査体制の維持にマイナスの影響を与える恐れがある。
- また、県内市町村においても、令和2年度に措置された交付限度額約899億円に対し、これを上回る約946億円分の実施計画を作成するなど、事業を実施してきた。今後も感染症拡大防止対策及び地域経済対策を行っていくため、必要な財源措置を求めるものである。

